
平成23年 第3回(定例)由布市議会会議録(第4日)

平成23年9月22日(木曜日)

議事日程(第4号)

平成23年9月22日 午前10時00分開議

- 日程第1 産業廃棄物処理施設建設計画調査特別委員会報告
- 日程第2 請願・陳情について
- 日程第3 認定第1号 平成22年度由布市一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の認定について
- 日程第4 認定第2号 平成22年度由布市水道事業会計収支決算の認定について
- 日程第5 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて「平成23年度由布市一般会計補正予算(第2号)」
- 日程第6 議案第56号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第7 議案第57号 教育委員会委員の任命について
- 日程第8 議案第58号 市有地の処分について
- 日程第9 議案第59号 由布市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第60号 由布市税条例等の一部改正について
- 日程第11 議案第61号 由布市税特別措置条例の一部改正について
- 日程第12 議案第62号 由布市スポーツ推進審議会条例の制定について
- 日程第13 議案第63号 平成23年度由布市一般会計補正予算(第3号)
- 日程第14 議案第64号 平成23年度由布市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第15 議案第65号 平成23年度由布市老人保健特別会計補正予算(第1号)
- 日程第16 議案第66号 平成23年度由布市介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第17 議案第67号 平成23年度由布市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第18 議案第68号 平成23年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第19 議案第69号 平成23年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第20 議案第70号 平成23年度由布市健康温泉館事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第21 議案第71号 平成23年度由布市水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第22 議案第72号 平成23年度挾間小学校耐震補強改修(建築主体)工事請負契約の締結について

追加日程

- 日程第1 発議第5号 地方財政の充実・強化を求める意見書
 - 日程第2 発議第6号 350万人のウイルス性肝炎患者の救済に関する意見書
 - 日程第3 発議第7号 東九州自動車道北九州～大分～宮崎間の平成26年度までの全線開通を求める意見書
 - 日程第4 産業廃棄物処理施設建設計画調査特別委員会の廃止
 - 日程第5 閉会中の継続審査・調査申出書
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 産業廃棄物処理施設建設計画調査特別委員会報告
- 日程第2 請願・陳情について
- 日程第3 認定第1号 平成22年度由布市一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の認定について
- 日程第4 認定第2号 平成22年度由布市水道事業会計収支決算の認定について
- 日程第5 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて「平成23年度由布市一般会計補正予算（第2号）」
- 日程第6 議案第56号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第7 議案第57号 教育委員会委員の任命について
- 日程第8 議案第58号 市有地の処分について
- 日程第9 議案第59号 由布市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第60号 由布市税条例等の一部改正について
- 日程第11 議案第61号 由布市税特別措置条例の一部改正について
- 日程第12 議案第62号 由布市スポーツ推進審議会条例の制定について
- 日程第13 議案第63号 平成23年度由布市一般会計補正予算（第3号）
- 日程第14 議案第64号 平成23年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第65号 平成23年度由布市老人保健特別会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第66号 平成23年度由布市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議案第67号 平成23年度由布市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第18 議案第68号 平成23年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第19 議案第69号 平成23年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第20 議案第70号 平成23年度由布市健康温泉館事業特別会計補正予算（第2号）

- 日程第21 議案第71号 平成23年度由布市水道事業会計補正予算(第1号)
日程第22 議案第72号 平成23年度挾間小学校耐震補強改修(建築主体)工事請負契約の締結について

追加日程

- 日程第1 発議第5号 地方財政の充実・強化を求める意見書
日程第2 発議第6号 350万人のウイルス性肝炎患者の救済に関する意見書
日程第3 発議第7号 東九州自動車道北九州～大分～宮崎間の平成26年度までの全線開通を求める意見書
日程第4 産業廃棄物処理施設建設計画調査特別委員会の廃止
日程第5 閉会中の継続審査・調査申出書

出席議員(21名)

1番 鷺野 弘一君	2番 廣末 英徳君
3番 甲斐 裕一君	4番 長谷川建策君
5番 二ノ宮健治君	6番 小林華弥子君
7番 高橋 義孝君	8番 新井 一徳君
9番 佐藤 郁夫君	10番 佐藤 友信君
11番 溝口 泰章君	12番 西郡 均君
13番 太田 正美君	14番 佐藤 正君
15番 田中真理子君	16番 利光 直人君
17番 久保 博義君	19番 工藤 安雄君
20番 生野 征平君	21番 佐藤 人已君
22番 瀧野けさ子君	

欠席議員(なし)

欠 員(1名)

事務局出席職員職氏名

局長 長谷川澄男君	書記 江藤 尚人君
書記 馬見塚量治君	

説明のため出席した者の職氏名

市長	首藤 奉文君	副市長	清水 嘉彦君
教育長	清永 直孝君	総務部長	島津 義信君
総務部参事兼総務課長	佐藤 式男君	財政課長	秋吉 孝治君
総合政策課長	相馬 尊重君	会計管理者	工藤 浩二君
産業建設部長	佐藤 忠由君	健康福祉事務局長	河野 隆義君
環境商工観光部長	溝口 博則君	挾間振興局長	志柿 正蔵君
庄内振興局長	服平 志朗君	湯布院振興局長	古長 雅典君
教育次長	河野 眞一君	消防長	加藤 康男君
代表監査委員	佐藤 健治君		

○議長（**刈野けさ子君**） 皆さん、おはようございます。本日はたくさんの傍聴おいでいただき、ありがとうございます。

傍聴者の皆様をお願いいたします。傍聴席では携帯電話の電源をお切りになりますか、またはマナーモードに設定していただきますよう、よろしく願い申し上げます。

なお、傍聴席横に掲示しております傍聴規則を厳守していただきますよう、よろしく願いいたします。

午前10時00分開議

○議長（**刈野けさ子君**） 皆さん、おはようございます。今期定例会も本日が終了日です。議員及び執行部各位には連日の審査また現地調査等でお疲れのことと存じますが、最後までよろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員数は21人です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

執行部より、市長、副市長、教育長、各部長及び関係課長及び代表監査委員の出席を求めています。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程第4号により行います。

○議長（**刈野けさ子君**） それでは、日程第1、産業廃棄物処理施設建設計画調査特別委員会の報告を求めます。産業廃棄物処理施設建設計画調査特別委員長、西郡均君。

○産業廃棄物処理施設建設計画調査特別委員長（**西郡 均君**） 改選直後の臨時議会で設置されました産業廃棄物処理施設建設計画調査特別委員会の最終報告をしたいと思っております。

会議規則第103条の規定により、下記のとおり報告します。

調査の事項は、挾間地域に建設計画の産業廃棄物処理施設に関する調査研究であります。調査の結果といたしましては、平成21年9月に挾間町谷地区において、建設計画が持ち上がった産業廃棄物処理施設建設計画に関する調査研究のために、平成21年11月12日開催の平成21年第3回臨時会において、委員11名で設置されました。

委員会を開催し、担当課から経過の説明を受けるとともに、処分場の現地調査・県内の事例調査を行い対応を協議し、挾間町産廃処理施設建設反対協議会と協力しながら調査研究を行ってまいりました。

本委員会の経過報告は、平成22年第1回定例会初日に第1回の報告を行ったところです。

平成22年4月に業者から事前協議書の取り下げがあり、この際に特別委員会の調査を終了する意見もありましたが、第2・第3の建設計画を阻止できる条例が制定されるまでの間、委員会を継続することにしておりました。

担当課から条例の制定予定の説明を受け、委員会としての意見を申し入れておりました。制定予定の条例のうち「環境基本条例」については相当の調整が必要であるとの説明を受けました。本委員会としては暫定的な条例であっても、建設計画を阻止できるものの条例の制定を強く求めてきたところです。

本年6月に、大分川の上流である竹田市に建設計画が持ち上がりましたが、大分県が事前協議を中断したことから由布市に関する建設計画はなくなりました。このことから本定例会の冒頭、9月9日に委員会を開催し、由布市に関して当面の建設計画がないこと、条例制定については関係する常任委員会の議論で十分対応可能であること、今後市内に建設計画が出た場合には、その際に対応を協議することとしたいという意見が出されました。

以上のことから、各委員に今後の委員会の取り組みについて協議したところ、調査終了という意見が出ましたので、委員に諮ったところ、全会一致で調査終了が決定されました。後ほど、議長にお願いして、産業廃棄物処理施設建設計画調査特別委員会の廃止のお願いをしておりますので、皆さんで御協議をいただきたいというふうに思います。

以上、産業廃棄物処理施設建設計画調査特別委員会の調査結果を報告いたします。

○議長（**渕野けさ子君**） 産業廃棄物処理施設建設計画調査特別委員会の報告を終わります。

○議長（**渕野けさ子君**） 次に、日程第2、請願・陳情についてを議題とします。

本定例会において、付託いたしました請願5件、陳情1件につき、各委員長に審査の経過と結果について報告を求めます。

まず、総務常任委員長、高橋義孝君。

○総務常任委員長（高橋 義孝君） 皆さん、おはようございます。総務常任委員会委員長の高橋義孝です。ただいまから請願の審査報告を行います。

本委員会に付託の請願2件は審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第136条第1項の規定により御報告を申し上げます。

審査の日時、場所は記載のとおり。出席者は、副委員長佐藤友信、委員二ノ宮健治、小林華弥子、溝口泰章、西郡均、生野征平。

審査の結果です。受理番号12、地方財政の充実・強化を求める意見書採択について。

本請願は、地方自治体の厳しい財政状況をかんがみて、自治体に求められる住民に安心・安全な公共サービスを安定的に供給できるよう、地方交付税の拡充等、地方財政の充実・強化のために意見書の提出を求めるものです。

委員会の審査では、紹介議員に説明を求め、各委員より縷々質疑や意見がなされました。その後、各委員の意見を整理した結果、願意妥当であるとの結論に至った次第です。

慎重審査の結果、全員異議なく採択すべきものと決定をいたしました。

続きまして、受理番号13、由布市発注の公共工事に対する地元建設関連企業への受注機会の拡大に係る請願。

本請願は、現下の経済情勢を踏まえ、極めて厳しい地方経済の現状の下、由布市発注の公共事業は地域経済への波及効果が大きく、地域経済浮揚の起爆剤である。また、公共事業の推進は地域活性化等の観点からも重要であり、関連企業はそれらの担い手として、経済の振興及び雇用対策にも寄与しており、地場の建設関連企業の存続・発展が地域の活性化のためには必要不可欠であることから、由布市における大型公共事業等の発注に対し、地元建設関連企業への受注機会の拡大について格段の配慮を願うものです。

委員会の審査では、紹介議員に説明を求め、各委員より縷々質疑や意見がなされました。その後、各委員の意見を整理した結果、願意妥当であるとの結論に至った次第であります。

慎重審査の結果、全員異議なく採択すべきものと決定いたしました。何とぞ御賛同賜りますようによろしくお願い申し上げます。

○議長（淵野けさ子君） 次に、教育民生常任委員長、佐藤郁夫君。

○教育民生常任委員長（佐藤 郁夫君） 改めまして、おはようございます。教育民生常任委員長の佐藤郁夫です。ただいまから陳情審査報告をいたします。

本委員会に付託の陳情を審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第136条第1項の規定により報告をいたします。

審査日時は9月20日、火曜、10時から。場所が挟間庁舎委員会室でございます。出席者、委員全員と議長の出席をいただきました。書記は議会事務局でございます。

審査の内容でございますが、件名が350万人のウイルス性肝炎患者の救済に関する意見書採択の陳情についてであります。

委員会の意見、B型・C型肝炎感染者・患者は、日本国内に350万人以上いると言われております。大分県内に約3万人、由布市内にも多くの患者の方がいて、高額の医療費を自己負担しながら治療を続けております。

すべての肝炎患者を救済することを国の責務と定めた「肝炎対策基本法」が平成22年1月1日施行され、我が国最大の感染症であるB型・C型肝炎感染は国の責任であることが明記されました。その後、国が審議し、「基本指針（案）」が今年3月に発表されましたが、「すべての肝炎患者を救済する」ための肝炎対策は具体化されませんでした。

「肝炎対策基本法」が施行されても、医療費助成や療養環境が自動的に充実するものではなく、国は争点整理や多額の給付金を弁解して和解する兆しはありません。肝炎患者にとって、基本法に基づく具体的な救済を一刻も早く図ることが強く求められています。

肝炎患者の多くが感染してから長い年月を経て発症しており、感染の証明が難しいことから、「救済特措法」に基づき感染の可能性のある患者まで薬害被害者として救済枠を広げることと、すべての肝炎患者を国の責任において救済することを求めるため、本陳情を採択すべきものと全員一致で決定いたしました。どうぞ、御賛同賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（**渕野けさ子君**） 次に、産業建設常任委員長、**太田正美君**。

○産業建設常任委員長（**太田 正美君**） おはようございます。産業建設常任委員会付託案件の報告をいたします。

請願審査報告、本委員会に付託の請願4件の審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第136条第1項の規定により報告します。

記。審査日時、9月15日、現地調査、16日、請願審査。場所は挾間庁舎4階です。出席者、委員全員です。書記、議会事務局。

受理番号9番、受理年月日、平成23年7月1日、件名、市道北方中央線道路改良工事について。

委員会の意見、本請願は、挾間町の市道北方中央線の改良を求めるものです。9月15日に現地確認のため、地元の方々の説明を受けました。当該市道は県道51別府挾間線と市道向原別府線を結ぶ市道で沿線には住宅が立ち並び、道幅が狭く、朝夕の時間帯には地元の方々の通勤や宮田保育園の園児の送迎等により、離合が困難で危険な状況となっていました。

地元の方々の交通や園児の安全な送迎を確保するため、十分な道幅を確保する必要があることを認め、慎重に審査した結果、全員一致で採択すべきものと決定しました。

次に、受理番号10、受理年月日、平成23年8月26日、件名、災害時避難路の確保に係る

請願。

委員会の意見、本請願は、災害時避難路を確保するため、湯布院町の市道平原室屋線の整備を求めるものです。9月15日に現地確認のため、地元の方々の説明を受けました。当該自治区からは、平成17年9月の豪雨により土石流が発生し、入り口の平原橋が埋没し、一時的に孤立した地域となり、避難路の確保を痛感しているとの説明を受けました。

市道平原室屋線については、路線の途中が廃道のような状況であり、現在、避難路としての利用は難しい状態でした。住民が安心して地域で暮らしていくために、災害時避難路等の確保を進めていく必要があります。再び孤立するような状態にならないよう当該市道の整備を実施していく必要があると認め、慎重に審査した結果、全員一致で採択すべきものと決定しました。

次に、受理番号11、受理年月日、平成23年8月26日、件名、避難所への進入路整備に係る請願。

委員会の意見、本請願は、市道庄内湯平線から下湯平地区畑公民館への進入路の新設整備を求めるものです。9月15日に現地確認を行いました。地元の方々から当該公民館は畑自治区の避難所であり、また小平地区住民も緊急時には避難所として利用する状況にあるが、進入路の道幅が狭小で車両の進入に支障をきたしているとの説明がありました。

当該公民館は、自治区の行事等が実施されており、コミュニティーの基盤となっていること、また、災害時の避難所として指定されていることから、自治活動の活性化と緊急時の車両対応を迅速に行うためにも整備の必要があると認めました。

当委員会としては、進入路の新設整備であることから、整備箇所については、行政と自治区で十分な協議を行う必要があるとの意見を付し、全員一致で採択すべきものと決定しました。

次に、継続審査分についてであります。受理番号8、受理年月日、平成23年6月3日、件名、坪池水路の拡幅について。

委員会の意見、本請願は、湯布院町温湯地区の坪池水路の拡幅を求めるもので、平成23年第2回定例会において、「使用目的について、十分に調査・検討する必要がある」として継続審査としたものです。

当委員会において、6月16日再度審査を行いました。水路の目的や関連事業についての内容確認を担当課から行い、十分に協議した結果、用排水路として拡幅の必要があるとの結論に至った。拡幅工事については、相応の地元負担を確保する必要があるとの条件を付し、全員一致で採択すべきものと決定しました。

以上、どうぞ御賛同よろしく願いいたします。

○議長（**瀧野けさ子君**） 以上で、各委員長の報告が終わりました。

これより審議に入ります。なお、委員長報告に対する質疑については、審査の経過と結果に対

する疑義にとどめることをお願いしておきます。

まず、請願受理番号9、市道北方中央線道路改良工事についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渚野けさ子君**） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渚野けさ子君**） 討論なしと認めます。

これより請願受理番号9を採決します。この請願に対する委員長報告は採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員20名中起立20名〕

○議長（**渚野けさ子君**） 起立多数です。よって、請願受理番号9は採択とすることに決定いたしました。

次に、請願受理番号10、災害時避難路の確保に係る請願を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。12番、西郡均君。

○議員（**12番 西郡 均君**） 該当箇所は市道というふうになっているんですけども、なぜ、これまで廃道のようなことになっていたのか、その経過がちょっとわからんのですけども、教えていただきたいんですが。

○議長（**渚野けさ子君**） 産業建設常任委員長、太田正美君。

○産業建設常任委員長（**太田 正美君**） 平原橋が埋没して、その復旧に地区の皆さんが傾注したといういきさつがあって、それまでの旧町時代からは庄内から湯平温泉にかけての、歩いての道路としてかなり往来があったんですが、車社会になりまして、道幅が若干車が通るには狭いということだんだん使われなくなって、スダケとかそういう雑草が生えてきて、歩くのには困難になって自然と荒廃してきて利用できなくなったというような状況がありましたが、最近の集中豪雨や昭和50年の直下型地震のときとかの道路閉鎖等がありまして、やはりそういう災害がいつ起こっても、今の状況ではおかしくないの、そういうときに備えて、地区の方が再びそういう孤立するような状況にならないように、今回整備をお願いしたいというような願意を受け取りました。

以上です。

○議員（**12番 西郡 均君**） いまひとつ、次の11号にも共通するんですけども、両側の持ち主ですか、そういうところの用地の提供等については議論したんでしょうか。

○議長（**渚野けさ子君**） 太田正美君。

○産業建設常任委員長（太田 正美君） 担当課より、字図等取り寄せまして、この10番については道幅がちゃんと確保、市道としての確保はしておられますので問題ありませんで、11番については地権者5名ほどおられますが、どの方もどこを通るかわからないけども、どこを通っても異議はないという承諾を受けた上での、確認をした上でのこの請願となっております。

以上です。

○議員（12番 西郡 均君） わかりました。

○議長（渚野けさ子君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渚野けさ子君） これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渚野けさ子君） 討論なしと認めます。

これより請願受理番号10を採決します。この請願に対する委員長報告は採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員20名中起立20名〕

○議長（渚野けさ子君） 起立多数です。よって、請願受理番号10は採択とすることに決定いたしました。

次に、請願受理番号11、避難所への進入路整備に係る請願を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渚野けさ子君） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渚野けさ子君） 討論なしと認めます。

これより請願受理番号11を採決します。この請願に対する委員長報告は採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員20名中起立20名〕

○議長（渚野けさ子君） 起立多数です。よって、請願受理番号11は採択とすることに決定いたしました。

次に、請願受理番号12、地方財政の充実・強化を求める意見書採択についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渚野けさ子君**） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渚野けさ子君**） 討論なしと認めます。

これより請願受理番号12を採決します。この請願に対する委員長報告は採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員20名中起立20名〕

○議長（**渚野けさ子君**） 起立多数です。よって、請願受理番号12は採択とすることに決定いたしました。

次に、請願受理番号13、由布市発注の公共工事に対する地元建設関連企業への受注機会の拡大に係る請願を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渚野けさ子君**） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渚野けさ子君**） 討論なしと認めます。

これより請願受理番号13を採決します。この請願に対する委員長報告は採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員20名中起立20名〕

○議長（**渚野けさ子君**） 起立多数です。よって、請願受理番号13は採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情受理番号1、350万人のウイルス性肝炎患者の救済に関する意見書採択の陳情を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渚野けさ子君**） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渚野けさ子君**） 討論なしと認めます。

これより陳情受理番号1を採決します。この陳情に対する委員長報告は採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員20名中起立20名〕

○議長（**渚野けさ子君**） 起立多数です。よって、陳情受理番号1は採択とすることに決定いたし

ました。

次に、継続審議分、請願受理番号8、坪池水路の拡幅についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。6番、小林華弥子さん。

○議員（6番 小林華弥子君） ちょっと言葉じりをとらえるようで申しわけないんですが、委員長報告の中で、最後、「拡幅工事については、相応の地元負担を確保する必要があるとの条件を付し、採択すべき」というふうに書かれておりますが、議会の議決に条件を付すことはできないというふうに、自治法でされてると思います。ここは、地元負担を確保する必要があるんじゃないかという委員会の意見を付すというふうに解釈してよろしいのでしょうか。

○議長（淵野けさ子君） 太田正美君。

○産業建設常任委員長（太田 正美君） この継続審査分については、実際担当課で事業実施をする場合に、最低でも2分の1の地元負担がなければ事業実施はできないということが担当課より説明を受けておりますので、その辺のことが地元の区長等にできるんだろうかというお話をした中で、それができればこの請願を通して事業実施ができるなという、その辺の確認の上で、こういう条件を付してというような文言を書き入れました。

以上です。

○議長（淵野けさ子君） 小林華弥子さん。

○議員（6番 小林華弥子君） 事情はよくわかりました。ただ、文言上であっても、議会が条件を付して採択・不採択の議決にすることができないというふうに解されますので、こういう条件のもとに採択すべきという意見を付すというふうに言っていたらと思いますけれども、そこら辺、委員長いかがでしょうか。

○議長（淵野けさ子君） 太田正美君。

○産業建設常任委員長（太田 正美君） よくわかりました。今後、気をつけます。

○議長（淵野けさ子君） 12番、西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） この案件が継続審査になって、使用目的あるいは関連事業等、意味のある意見を書いてあります。そののどこをわかるように教えていただきたいんですが。

○議長（淵野けさ子君） 太田正美君。

○産業建設常任委員長（太田 正美君） 現地は、以前はほとんどが水田ということで、どちらかというと、近くに水源もあるように比較的湿地帯に近いような状況の中でありましたが、そこに宅地開発が進んで用水に生活排水を流すような状況の中で、用水なのか用排水路なのかというようなことも明確でありませんでしたので、その辺の確認をする中で担当課と協議しながら、用排水路としてこれを片づけていかないとこの問題は解決しないんじゃないかというのと、用水ですと受益者負担が出てきますので、その辺も含めて検討してきて、こういう結果となりました。

○議長（**渚野けさ子君**） 12番、西郡均君。

○議員（12番 **西郡 均君**） 実際は生活排水路になってるといふふうに理解していいんですか。

○議長（**渚野けさ子君**） 太田正美君。

○産業建設常任委員長（**太田 正美君**） やはり用排水路で……

○議員（12番 **西郡 均君**） 用水路として機能しちよるん。

○産業建設常任委員長（**太田 正美君**） 機能はしておりますので、その辺の水がとまるとまた困るといふ、農地に水が足りないということも困るんで、その部分は両方とも機能しております。

○議員（12番 **西郡 均君**） はい、わかりました。

○議長（**渚野けさ子君**） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渚野けさ子君**） これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渚野けさ子君**） 討論なしと認めます。

これより請願受理番号8、坪池水路の拡幅についてを議題として採決いたします。この請願に対する委員長報告は採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員20名中起立20名〕

○議長（**渚野けさ子君**） 起立多数です。よって、請願受理番号8は採択とすることに決定いたしました。

○議長（**渚野けさ子君**） 次に、日程第3、認定第1号平成22年度由布市一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の認定についてから日程第22、議案第72号平成23年度挾間小学校耐震補強改修工事請負契約の締結についてまでの20件を一括議題とします。

付託しております各議案について、各委員長にそれぞれの議案審査に係る経過と結果について報告を求めます。

まず、総務常任委員長、高橋義孝君。

○総務常任委員長（**高橋 義孝君**） 総務常任委員会委員長の高橋義孝です。ただいまから当委員会の審査報告を行います。

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告を申し上げます。

なお、総務委員会に付託された事件で、教育民生常任委員会とも関連する事件があり、連合審

査会を開催いたしましたので申し添えておきます。

委員会の日時、平成23年9月14日、15日、16日の3日間です。場所については、由布市役所庄内庁舎第6会議室です。出席者、委員長以下副委員長佐藤友信、委員二ノ宮健治、小林華弥子、溝口泰章、西郡均、生野征平。担当課については記載のとおりであります。

それでは、まず、認定第1号平成22年度由布市一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の認定について。

平成22年度由布市一般会計及び特別会計の歳入歳出決算について、一般会計における主な財政指標については、財政力指数では、前年度対比0.012ポイント低く、0.497ポイントで前年度より後退。また、経常収支比率については、前年度より8.1ポイント改善され86.5%。実質公債費比率については、前年度対比1.8ポイント低く9.2%で、前年度より改善をされています。

投資的経費の歳出総額に占める割合は、前年度対比1.6ポイント低下し15.1%となっています。今後、普通交付税の合併算定替期間が終了する平成28年度以降、さらに厳しい財政運営が見込まれることから、引き続き行財政改革に取り組み、経常経費を抑制していきながら当該指標の推移を踏まえ、適切に対応していく必要があるとの説明がなされました。

全体的な数字を見れば、おおむね均衡のとれた決算の状況になってはいますが、平成22年度については、国の経済、雇用対策等による影響が多く、実質的には財政力指数や公債費比率、経常収支比率からわかるように構造的な問題があり、財政運営の硬直化を示している。いずれにしても、今後の財政見通しについては厳しいとの認識が必要である。

委員より、極めて厳しい地方財政において、市税は歳入の根幹をなすものであり、収納率向上対策が課題ではあるが、前年度対比で現年課税分の0.4ポイント、滞納繰越分で8.27ポイント上昇している。その取り組みについて高く評価する意見がなされています。引き続き、納税意識の向上に努めるとともに、滞納の抑制を図る取り組みを期待するものです。

不用額については、予算要求時において見積もりの困難なもの、また年度途中においての見込みの難しいものもあるが、限られた財源の効果的運用を図るために適正な予算の編成及び執行が求められます。行財政経営の視点に立ち、次年度への反映を求める意見がなされています。事務事業・事後評価については評価する声がある一方で、評価対象事業の明確化及び次年度事業への反映等、さらなる充実・精査を求める意見、また、監査については、広く監査結果の公表を行い、結果に基づく是正・改善を講じるとともに審査意見書を活用し、行財政運営に反映させることが重要であるとの意見がなされています。

地方債については、将来に負担を残す安易な起債を行わないことは当然であるが、起債に当たっては事業対象の精査及び事業の緊急性、効果を見極めながら、今後予想される大型公共事業の

整備計画を含む中長期財政計画を示し、適正な地方債発行による事業実施を求める意見がなされています。

そのほか、当委員会の関係部分について各課より詳細な説明がなされ、これらの説明に対しては各委員より縷々質疑や意見がなされました。委員長報告で触れなかった委員会審査の指摘事項につきましても十分留意し、今後の市政運営に反映されることを要望いたします。

慎重審査の結果、賛成多数で原案のとおり認定すべきものと決定をいたしました。

続きまして、議案第56号固定資産評価審査委員会委員の選任について。

固定資産評価審査委員の任期が、平成23年11月17日をもって満了となるため、地方税法第423条第3項の規定に基づき、永松良雄氏の再選任について議会の意見を求めるものです。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり同意すべきものと決定をいたしました。

続きまして、議案第57号教育委員会委員の任命について。

教育委員会委員の任期が、平成23年11月18日をもって満了となるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、八川徹氏を新たに任命することについて議会の同意を求めるものです。

本事件については、より徹底した審査を行うため、教育民生常任委員会とも連合して審査を行うことが効果的であるとの判断から連合審査会を開催し、当局からの説明を求めました。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり同意すべきものと決定をいたしました。

続いて、議案第58号市有地の処分について。

本案は、市が保有する原野3万5,173平方メートルを売り払うに当たり、その面積が5,000平方メートル以上であることから由布市有財産条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものです。委員会の審査では、当局より当該入会地の取り扱いに関するこれまでの協議、検討結果について説明がなされました。

各委員から、当該地については景観の観点や山林、原野の保存のためにもさらなる検討が必要であり、貸付等による活用も可能ではないか。また、市が保有するその他の土地についても、土地利用計画に関する方針を定め、基本方針に沿った財産管理が必要であるとの意見がなされました。

これに対し当局より、当該土地の取り扱い及び市有地の管理及び処分については担当課である契約管理課で検討し、公有財産管理委員会においても協議・検討を行っている。また、当該地については、市有地であっても入会権を保有する牧野組合の意向もあり、厳しい状況であるとの答弁がなされました。

さらに、各委員からも、市有地であっても入会権がある以上、権利者の意向を尊重せざるを得ないのではないか。また、自然環境の保全については、契約の段階で一定の条件を付すことがで

きないか等の意見がなされました。

その後、各委員の意見を整理した結果、以下の意見を付して決定することとした次第です。当該市有地の売り払いにあたっては、自然環境の保全に最大限の配慮がなされるようにすること。そのためにも、契約内容についてはさらなる精査を行い、将来にわたっての転売に関する制限や、あるいは購入目的以外の土地の使用を制限するなど、山林を保全するための具体的な条項が盛り込まれるよう契約の相手方と協議を重ねること。

慎重審査の結果、以上の意見を付し、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

続きまして、議案第59号由布市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について。

スポーツ基本法の制定に伴い、由布市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正するものです。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

続きまして、議案第60号由布市税条例等の一部改正について。

現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、由布市税条例の一部を改正するものです。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

続きまして、議案第61号由布市税特別措置条例の一部改正について。

平成21年総務省令第40号による山村振興法等の一部改正に伴い、由布市税特別措置条例の一部を改正するものであり、引用条文及び引用法令について訂正を行うものであるとの説明がなされました。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

続きまして、議案第63号平成23年度由布市一般会計補正予算（第3号）。

平成23年度一般会計補正予算（第3号）は、歳入歳出の総額について2億5,626万4,000円を追加し、総額を165億8,693万9,000円とするものです。当委員会に係る主なものは、第2表地方債補正では、追加分として公共土木施設災害復旧事業債240万円、変更分として過疎対策事業債、市道室小野線改良事業550万円の増額補正であり、追加、変更後の地方債限度額の総額を21億5,640万円とするものです。

歳入では、19款繰入金で財政調整基金へ繰り戻しを行うことから繰入金1,977万7,000円の減額補正。20款繰越金では、1億6,343万8,000円の増額補正等が主なものであるとの説明がなされました。

次に、歳出について、総合政策課部分では、挾間由布川地区コミュニティーセンターの建設に

関し、由布川地区の現状及び課題を調査・研究するものとして、総務管理費の企画費、都市再生整備計画調査業務委託料200万円の新規増額補正。防災安全課部分では、東日本大震災による消防団員等公務災害補償等共済基金に係る掛金の増額に伴うものとして、県消防補償等組合負担金1,835万4,000円の増額補正。また、大分県地震・津波等被害防止対策緊急事業補助金を活用し、避難経路・避難場所指定標識作成業務委託及び非常用備品を整備するものとして、あわせて968万9,000円の増額補正等が主なものであるとの説明がなされました。

そのほか、当委員会の関係部分について各課より詳細な説明がなされ、これらの説明に対しては各委員より縷々質疑や意見がなされました。委員会ではなされた意見については誠意ある対応を求めます。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第72号平成23年度挾間小学校耐震補強改修（建築主体）工事請負契約の締結について。

挾間小学校耐震補強改修（建築主体）工事請負契約の締結については、去る平成23年8月29日に要件設定型一般競争入札を実施、10社が参加し執行した結果、3億7,445万9,000円（消費税別）で落札され、平成23年9月1日に仮契約を締結したことに伴い、本契約の締結をするに当たり議会の議決を求めるものであり、契約金額は3億9,318万1,950円（消費税込み）、契約の相手方は、新成建設株式会社代表取締役藤田三吉氏、工期は、平成24年7月31日までであるとの説明がなされました。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上で、総務委員会に付託に案件についての御報告を終わらせていただきます。議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（**渕野けさ子君**） 次に、教育民生常任委員長、佐藤郁夫君。

○教育民生常任委員長（**佐藤 郁夫君**） お疲れさまでございます。教育民生常任委員長、佐藤郁夫です。委員会審査報告をいたします。

本委員会に付託の事件は審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告いたします。

審査日時は9月14日、15日、16日、20日、それぞれ議案審査から現地調査、それからまとめてございます。場所は湯布院庁舎2階会議室と挾間庁舎4階の委員会室でございます。出席者は委員全員と議長のオブザーバーとしての出席をいただいております。担当課は列記のとおりでございます。議会事務局で書記をお願いしております。

それでは、審査の結果でございますが、認定第1号平成22年度由布市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、平成22年度決算において、本委員会に係る特徴

的な歳入としては、衛生費県補助金として22年10月から新たに始まったインフルエンザ混合ワクチン予防接種事業に伴う補助金1,671万3,000円、子宮頸がん等ワクチン接種補助金631万8,000円の県補助金。雑入として、挾間上原グラウンド人工芝整備事業補助金5,904万2,000円。

歳出の特徴的なものとしては、3款民生費では、社会福祉総務費が湯布院福祉センター建設事業を主な要因として前年度比2億2,376万1,000円の大幅な伸びとなっております。

高齢者福祉費が、高齢者世帯火災報知機設備補助金452万6,000円（787世帯）はあったが、経済対策事業（バリアフリー工事）の減により、前年度比1,327万6,000円の減。介護予防地域支え合い事業の不用額704万5,000円については、デイサービスから地域支え合い事業へ移行した利用者が多いとの説明がありました。

障がい者福祉費では、障害者福祉サービス費負担金等の低所得者層の軽減措置継続により、前年度比6,254万6,000円の増となっています。知的障害者更生施設「小松寮」について、来年4月の新体系へのスムーズな移行を要望する意見と施設の民営化について、十分議論を深めるべきであるとの意見が出されました。

児童福祉総務費では、挾間庁舎旧保健センターに子どもルームを開設しました。はさま保育園建てかえ1億1,781万円、すみれ保育園改修1,200万円となっています。保育料未収額については、22年度現年度分332万6,000円、過年度分2,109万9,000円です。

4款衛生費では、予防費で乳幼児予防接種・インフルエンザ混合ワクチンの接種増も伴い、前年度比2,257万円増となっています。子宮頸がん等ワクチン接種業務の不用額1,478万円については、2月、3月にワクチンの供給量が不足したためとの説明がありました。

10款教育費では、学校建設で由布院小学校の建設工事を行いました。

学校管理費で21年度から繰り越されたきめ細かな交付金事業により、各小学校・中学校の修繕・改修を行っています。

教育指導費では、市内8園・小中学校において、食育推進事業を実施しています。また、就学前の子どもから小学校・中学校へと一貫した支援が受けられるように特別支援教育推進事業を実施しました。63万円でございます。

体育施設費では、挾間上原人工芝グラウンド（サッカー場）建設1億4,714万円、湯布院総合グラウンド改修2,435万4,000円の工事を行っています。

国民健康保険特別会計では、実質収支で7,551万5,000円の黒字が出たものの、単年度実質収支では1億3,611万円のマイナスとなっています。基金の平成22年度末残高は2億6,371万円で、前年度から5,195万9,000円減少しています。保険税の収納率は現年度分89.44%、過年度分が16.16%と年々低下の傾向にあります。医療費は対前年度比で

1. 17%の伸びにとどまり、県内での医療費順位が11位まで下がってきました。

老人保健特別会計は、後期高齢者医療制度への移行に伴う、精算事務のみを行っていますが、実質収支額103万1,000円については、平成23年度へ繰り越し精算することとなります。

介護保険特別会計は、歳入については計画値である予算額に対して95%の収入となっています。歳出については、要介護認定者の増加に伴う保険給付額が増加しており（対前年度比6.4%増）、引き続き給付費の伸びが予想されることから、今後も厳しい財政運営が予想されるとの説明がありました。

後期高齢者医療特別会計については、前年度対比で歳入2.5%、歳出2.3%増となっている。実質収支額142万8,000円について、平成23年度に繰り越して精算することとなります。

健康温泉館事業については、191万円の財源不足となり赤字決算となりました。歳入不足の原因は、温泉館の入浴客の減少が最大の要因です。今後は市内全域に利用者増を図るための啓発活動やPR活動が必要との意見が出されました。

審査の中で、保険料や保育料などの未納者対策について多くの委員から意見が出されました。公平・公正な行政執行のためには、悪質な未納者への対応が肝心であり、今後の収納対策の強化が求められます。

慎重審査の結果、全員一致で認定すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第62号由布市スポーツ推進審議会条例の制定についての審査の経過及び理由並びに結果でございますが、平成23年6月24日に公布されたスポーツ基本法により、現行の由布市スポーツ審議会条例の全部を改正し、由布市スポーツ推進審議会条例を制定するものです。

慎重審査の結果、全員一致で可決すべきものと決定しました。

続きまして、議案第63号平成23年度由布市一般会計補正予算（第3号）でございますが、審査の経過及び理由並びに結果であります。本委員会に係る主な歳出としては、3款民生費で、社会福祉総務費では、成年後見制度の利用についての公的支援の制度を整備する要綱の制定に伴う関連費用44万1,000円が計上されています。

高齢者福祉費で県の補正予算に伴い、新規事業「大分県高齢者地域支え合い体制づくり支援事業」が実施されることになり、当事業の補助対象に沿った組み替えと追加補正218万8,000円。障がい者福祉費では、今年10月の自立支援法の一部改正に伴うシステム改修費用を計上。介護保険事務費では、介護給付費の増額補正。児童福祉総務費では、児童扶養手当給付費の増額補正。県費補助による子育てハッピースタート推進事業委託料を計上しています。

4款衛生費では、保健衛生総務費（難病居宅事業補助金）と予防費（新型インフルエンザ接種補助金）で、22年度の県費補助金精算に伴う返納金を計上しております。

10款教育費では、教育振興費で挾間中学校柔道部の九州大会、全国大会への出場補助金を計上。社会教育総務費では、ゆふの丘プラザの改修工事費を計上しています。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第64号平成23年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）でございますが、審査の経過及び理由並びに結果であります。歳入歳出にそれぞれ3,911万2,000円を追加し、予算の総額を40億9,218万3,000円と定めるものです。今回の補正は、22年度決算剰余金の精算及び本算定による国保税一般医療費分の補正です。

歳入では、国保税（一般医療費分）1,359万7,000円の増額及び繰越金2,551万5,000円の増額となっています。

歳出では、基金積立金3,775万8,000円と精算による一般会計への繰出金が増額となっています。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第65号平成23年度由布市老人保健特別会計補正予算（第1号）の審査の経過及び理由並びに結果であります。歳入歳出それぞれ168万5,000円を追加し、予算の総額を191万3,000円と定めるものです。

決算に伴う社会保険診療報酬支払基金に対する償還金、国・県に対する返納金及び一般会計への繰出金です。なお、老人保健特別会計については、今年度をもって廃止する予定との説明がありました。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきものと決定しました。

続きまして、議案第66号平成23年度由布市介護保険特別会計補正予算（第1号）の審査の経過及び理由並びに結果でございます。歳入歳出それぞれ1億8,492万8,000円を追加し、予算の総額を36億5,468万円と定めるものです。

本算定に伴う増額で、歳入では、国庫支出金、県支出金、繰入金の増額。

歳出では、介護サービス等諸費1億4,259万3,000円、介護予防サービス等諸費の1,145万9,000円の増額です。また、配食サービス利用増に伴う委託料増額、国・県への過年度返納金を計上しています。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきものと決定しました。

続きまして、議案第67号平成23年度由布市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）であります。その審査の経過及び理由並びに結果であります。歳入歳出それぞれ250万3,000円を追加し、予算の総額を3億8,548万7,000円と定めるものです。

歳入は、平成22年度決算に伴う繰越金、収納対策に対する広域連合からの必要経費の受け入れなどの増額です。

歳出の主なものは、今年度下半期に行う収納対策事業、広域連合納付金、平成22年度収納対策による広域連合返納金及び一般会計への繰出金となっています。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきものと決定しました。

続きまして、議案第70号平成23年度由布市健康温泉館事業特別会計補正予算（第2号）でございます。審査の経過及び理由並びに結果であります。平成22年度の決算が歳入不足のため赤字決算となっており、平成23年度への繰越金はないことから、歳入歳出から50万円を減額するものであります。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきものと決定いたしました。

以上でございます。皆さんの御賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（**刈野けさ子君**） ここで、暫時と休憩いたします。再開は11時10分といたします。

午前10時59分休憩

.....
午前11時11分再開

○議長（**刈野けさ子君**） 再開いたします。

次に、産業建設常任委員長、太田正美君。

○産業建設常任委員長（**太田 正美君**） 産業建設常任委員長、太田正美です。審査報告に入ります前に、先ほどの請願報告の受理番号8番の訂正をお願いします。

「当委員会において、6月16日に再度審査を行いました」というのが「9月16日」の間違いであります。よろしくお願いします。後でよろしいのでお願いします。

委員会審査報告。本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告します。

記。日時、9月14、15、16、20日と4日間審査しております。いずれも朝9時より審議しております。場所は挟間庁舎4階です。出席者、太田正美、田中真理子、新井一徳、久保博義、工藤安雄、佐藤人己。担当課、産業建設部と環境商工観光部であります。書記は議会事務局です。

審査の結果、認定第1号平成22年度由布市一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の認定について。

経過及び理由、一般会計、平成22年度決算において、当委員会に係る主な歳入は、13款の土木費分担金では、挟間6件の開発に伴う生活環境整備事業分担金。

14款の土木使用料では、住宅家賃収入及び浄化槽使用料、衛生手数料では、ごみ収集袋の売却手数料等です。土木使用料については、対前年度比で1.7%増加しており、担当課からは、由布市営住宅使用料滞納整理事務要領を定めたので、整理手順に基づき、さらなる滞納整理を進

めていきたいとの説明を受けました。

15 款の衛生費国庫補助金では、小型合併処理浄化槽設置補助金、土木費国庫補助金では、向原別府線七蔵司工区、時松中央線及び小野屋櫟木線の整備に係る道路整備交付金、平成21年度繰り越しの東行田代線に係る地域活力基盤創造交付金、平成22年度から変更になった社会資本整備総合交付金、耐震改修計画策定補助金等です。

16 款の農林水産業費県補助金では、中山間地域等直接支払推進事業費補助金、経営構造対策事業補助金、農免林道整備事業補助金、労働費県補助金では、ふるさと雇用再生特別交付金、緊急雇用創出事業臨時特例交付金、商工費補助金では、地域活性化補助金等です。

22 款の農林水産業債では、林道大分中部線舗装事業、県営農免農道整備事業負担金、土木債では、県道改良事業負担金及び市道8路線の改良事業等です。

次に、主な歳出は、4 款の環境衛生総務費では、小型合併処理浄化槽設置補助金、環境対策費では、環境調査業務委託料、清掃総務費では、環境衛生組合負担金、じん芥処理費では、ごみ収集業務委託料等です。

6 款の農業振興費では、市内80協定に対する中山間地域等直接支払交付金、経営構造対策事業補助金、集落営農組織育成対策事業補助金、畜産費では、口蹄疫対策事業補助金、平成22年度末で償還完済した久住飯田南部区域広域農業開発事業補助金、農地費では、29地区に対する農地・水環境保全向上対策負担金、県営長宝工区の事業費11%負担の県営農免農道整備事業負担金等です。畜産費では、畜産施設整備事業に係る事業費として、測量設計委託料を計上していたが、平成23年度事業実施と変更したため不用額が生じています。

7 款の商工振興費では、挾間・庄内・湯布院各商工会への補助金、プレミアム商品券発行事業として地域経済活性化事業補助金、中小企業者に対する利子補給として、新規6件、継続56件、合計62件の補助金、観光費では、ふるさと雇用再生特別交付金を利用した塚原高原・湯平温泉等の観光温泉情報発信業務委託料、観光振興計画策定業務委託料、平成22年度から始まった由布院駅での観光情報案内業務委託料、男池遊歩道整備工事に伴う設計管理委託料及び工事費、由布川溪谷階段改修工事費、辻馬車新車購入補助金、塚原高原観光協会事務所設置に係る施設整備事業補助金、ゆふいん源流太鼓運搬車購入補助金、市内6観光協会への補助金、祭り事業補助金等です。

8 款の土木総務費では、県営上小原地区の急傾斜地崩壊対策事業負担金、道路維持費では、路面補修及び防護柵設置等、56件分の修繕費、市道17件分の測量設計委託料、きめ細かな交付金事業を使用した市道北方中央線拡幅工事ほか14路線及び路面・路肩等の補修工事125件分の工事請負費、道路新設改良費では、下湯平中川線等19件の測量設計委託料、向原別府線七蔵司工区等34件分の工事請負費、庄内久住線改良事業等14事業分の県道改良事業負担金、住宅

管理費では、耐震改修促進計画策定業務委託料、住宅解体工事4棟及び刈団地屋上防水工事等の工事請負費です。

以上、当委員会に係る平成22年度由布市一般会計決算の審査を行った上で、土木使用料については、決算審査意見書にもあるように、収入未済額は年々増加し、収入率の低下も見られるため、担当課での対策に加えて、総合的な対策を検討し早急な改善を図るよう求めます。

また、決算認定の資料として添付された成果説明書については、各事業名のみを記載し、主な事業内容は記載されておらず、事務事業事後評価表についても大きな事業名での評価となっていたため、決算書備考欄の個別事業ごとの成果を確認する上で時間を要した。ぜひ改善を行っていただきたいとの意見がありました。

次に、簡易水道特別会計。平成22年度由布市簡易水道特別会計の歳入総額は2億2,416万8,749円、歳出総額は2億1,277万8,656円、歳入歳出差し引き総額は、1,139万93円です。

歳入は、水道使用料、一般会計繰入金、前年度繰越金、県道3路線の道路改良に伴う水道管移設県補償費が主なものです。

歳出は、総務管理費では、水質検査委託料、維持管理費では、道路改良に伴う配水管移設等工事費、維持管理費では、漏水工事等修繕費、公債費では、借入償還額が主なものです。

担当課からは、供給単価に対し、給水原価が1立方メートル当たり50円弱上回っているとの報告を受けました。委員からは事業全体の有収率は65.4%であるが、地区別に見ると50%代の箇所もあり、健全な事業運営の中で給水を行っていくために、さらなる漏水調査、修繕・改良等を実施し、有収水量を引き上げていく努力が必要との意見がありました。

続いて、公共下水道事業特別会計。平成22年度由布市公共下水道事業特別会計の歳入総額は1,109万7,137円、歳出総額は1,107万5,826円、歳入歳出差し引き総額は2万1,311円です。歳入は、一般会計からの繰入金、歳出は償還金の元金及び利子が主なものです。

続いて、農業集落排水事業特別会計。平成22年度由布市農業集落排水事業特別会計の歳入総額は1億2,099万9,784円、歳出総額は1億1,739万3,029円、歳入歳出差し引き総額は360万6,755円です。

歳入は、施設使用料、一般会計からの繰入金、繰上償還借換債が主なものです。歳出は、維持管理事業費では、施設管理委託料、東長宝処理施設等の修繕費、公債費では償還金の元金及び利子が主なものです。

当委員会として、不明水の原因究明に向けて、引き続き、十分な調査を実施していくよう求めます。

以上、4会計について、慎重審査の結果、意見を付して全員一致で原案認定すべきものと決定しました。

次に、認定第2号平成22年度由布市水道事業会計収支決算の認定について。

経過及び理由、収益的収入及び支出は、水道事業収入が4億8,720万9,721円、水道事業費用が4億8,657万5,297円となっており、63万4,424円の純利益が生じております。水道事業費用について、営業費用では、浄水場汚泥処理及び活性炭入れかえ業務等委託料、老朽化した施設及び送水管等の修繕費、水道施設の動力費、減価償却費、営業外費用では、企業債利息が主なものです。未処分利益剰余金5,558万3,556円のうち、50万円を減債積立金へ積み立て、5,508万3,556円を翌年度繰越利益剰余金としております。

続いて、資本的収入及び支出は、資本的収入1億6,194万3,787円、資本的支出3億5,803万5,608円となっており、1億9,609万1,821円の不足額が生じております。不足額については、減債積立金1,000万円、過年度損益勘定留保資金1億8,208万8,071円、消費税及び地方消費税資本的収支調整額400万3,750円で補てんしています。

資本的支出における主なものは、紫外線処理設備整備事業に伴う実施設計委託業務ほか3件の委託料、川北・乙丸浄水場紫外線施設整備工事ほか12件の請負工事費、災害時の配水体制確立のため、並柳配水池と隣接する土地の用地購入費、企業債償還金です。

当委員会として、平成22年度に策定された水道ビジョンに沿って、赤字体質脱却、有収率の改善を図るよう求めました。また、水道料金の現年度、過年度の未納件数及び未納額の扱いについて、現在の収納処理は各年度2月、3月分の料金は納付期限前に会計の閉鎖となるため、必ず翌年度収入となり、本来の未納と同様に扱うべきではないと考えられるため、改善に向け検討するよう意見を行いました。

慎重審査の結果、全員一致で原案認定すべきものと決定しました。

次に、承認第5号専決処分の承認を求めることについて「平成23年度由布市一般会計補正予算（第2号）」。

経過及び理由、歳入歳出にそれぞれ466万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,633万675円とするものです。6月の梅雨前線豪雨で被災した農地及び農業施設、市道の災害査定のための測量調査費で、農地23件、農業施設9件分の測量費として、農業用施設災害復旧費425万5,000円、挾間町田代及び朴木、庄内町阿蘇野の市道3件分の測量費として、公共土木施設災害復旧費41万円であります。

財源については、財政調整基金からの繰入金で8月より災害査定が始まることから、9月補正では間に合わないため、7月12日に専決処分を行ったとの説明がありました。

慎重に審査した結果、全員一致で原案承認すべきものと決定しました。

続いて、議案第63号平成23年度由布市一般会計補正予算（第3号）。

経過及び理由、歳入歳出にそれぞれ2億5,626万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ165億8,693万9,000円とするものです。

当委員会に係る主な歳入は、被災した農地及び農業施設、市道に係る農林水産業費分担金1,090万円、災害復旧費国庫補助金481万9,000円、土木債550万円などです。

主な歳出は、4款の上水道施設費では、上水道特別会計への繰出金682万4,000円。

6款の農業振興費では、川西農村健康交流センター温泉掘削工事費として1,600万円を増額し、総工事費を3,600万円とするものです。この増額については、担当課からは日本さく井協会が発行する書籍に基づき積算を行ったが、当初予算では、掘削の口径の検討や既設のボーリング孔の地質の調査、公共工事費の実績等の十分な考慮ができていなかったと報告を受けました。また、川西では交流センターを地域おこしの核として取り組みを行っているので、早急に温泉館の開館を目指し、ボーリング工事を実施したいとの説明も受けました。

7款の観光費では、新規事業である大分空港利用促進緊急対策事業負担金60万円の増額で、大分県、由布市ほか4市と空港ターミナルが合同で行う事業の負担金です。事業の概要は、大分空港開港40周年にあわせ、県外利用者の誘客を促進するための事業実施や観光地情報・空港等で利用できるクーポンを盛り込んだ情報誌の作成・設置、由布院・別府の宿泊地を中心とした旅行商品の造成を行う事業です。

8款の道路新設改良費では、23年度で実施する予定であった市道並柳線の用地測量が22年度に完了したため、測量調査委託料630万円の減額、道路橋梁債を充当する市道室小野中央線の水道管敷設かえのための工事請負費554万5,000円の増額。

公園費では、特定防衛施設周辺整備事業補助金を充当する湯布院町の中央児童公園屋外トイレの建てかえに伴う工事請負費4,200万円の新規計上です。老朽化した既存のトイレを取り壊し、同じ位置にトイレを新設するものです。当該トイレは観光中心部である湯の坪街道の入り口付近に位置するトイレで、景観地域内の見本となり得る建物で、かつユニバーサルデザイン、エコロジーにも十分考慮した建物にする必要がある。利用状況については、平日は150人程度ですが、休日には500人以上の利用があるとの説明・報告を受けた。

事業費については、利用状況から便器数を増やし、し尿処理浄化槽については現行の30人槽を200人槽程度の利用者に対応し得る浄化槽に変更する計画で、廃材処理及び工事期間中の仮設トイレの設置費用等を含めたものとなっています。

また、観光客へのトイレ不足の問題については現状を把握し、取り組みを進めていきたいとの説明がありました。

11款の農業用施設災害復旧費では、農地及び農業施設32件分の工事請負費5,450万円

の増額、公共土木施設災害復旧費では、市道3件分の工事請負費722万5,000円の新規です。

当委員会として、中央児童公園屋外トイレの工事については、事業に係る課が多岐にわたるため連絡を密に取り合い、事前に十分な調査検討を行い、実施していく必要があると意見を付し、慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきものと決定しました。

続いて、議案第68号平成23年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）。

経過及び理由、歳入歳出にそれぞれ639万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億3,396万2,000円とするものです。

歳入は、22年度繰越金の決定による増額で、歳出は、積立金の増額が主なものです。

慎重に審査した結果、全員一致で原案可決すべきものと決定しました。

続いて、議案第69号平成23年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）。

経過及び理由、歳入歳出にそれぞれ350万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億2,238万5,000円とするものです。

歳入は、22年度繰越金の決定による増額で、歳出は、積立金、三船地区4号ポンプ場の修繕費が主なものです。

慎重に審査した結果、全員一致で原案可決すべきものと決定しました。

続いて、議案第71号平成23年度由布市水道事業会計補正予算（第1号）。

経過及び理由、収益的収入は、一般会計補助金。収益的支出は、挾間上水道水源水量調査委託料309万8,000円、湯布院上水道簡易不断水弁の修繕費351万8,000円が主なものです。

資本的収入は、人事異動に伴う児童・子ども手当繰入金として、上水道事業市補助金16万8,000円の増額。資本的支出は、人事異動に伴う手当158万6,000円の減額です。

慎重に審査した結果、全員一致で原案可決すべきものと決定いたしました。

以上で、産業建設常任委員会の審査報告を終わります。どうぞ、御賛同のほどよろしく願いいたします。

○議長（**瀧野けさ子君**） 以上で、各委員長の報告が終わりました。

これより審議に入りますが、議案についても、委員長報告に対する質疑については審査の経過と結果に対する疑義にとどめることを再度お願いしておきます。

まず、日程第3、認定第1号平成22年度由布市一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の認定についてを議題として、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。12番、西郡均君。

○議員（**12番 西郡 均君**） 産建委員長にお尋ねいたします。

認定1号の農業集落排水事業特別会計で、「当委員会としては不明水の原因究明に向けて、引き続き、十分な調査を実施していくよう求めます」ということなんですけども、当局からも、引き続き、不明水を調査するみたいなこと言ってるんでしょうか。私はもう調査は限界だというふうに思うんですよ。現状で既にパンクしてる、まあ、当局はパンクと認めない、24時間沈静化させてその上水を放流するやつをそうしなくて、6時間か8時間、短期ですぐ流してるわけですから、大分川には相当負荷がかかっているんですけども、そういう状況を解決するためには、早く施設を処理施設だけを増築して、まあ、まだ未加入の人が20%以上いるわけですから、そういう人たちが入れるような、ゆとりを持ったふうにしたらいんじゃないかという提起もしてきました。実際どういうふうな議論になっているのか、もう少し詳しく教えていただきたいんですが。

それと、教育民生委員長にお尋ねいたします。

健康温泉館事業については、赤字決算、まあ、今回赤字決算になったんですけども、「入浴客の減少が最大の要因です」というように書いてます。委員会でそういう議論になったんだと思いますけども、実は合併する2005年までは、入浴客は8万人台でした。それ以降、合併して1年目以降は9万人を超してます。だから主要な要因はそれじゃないと思うんですよ。当時、2,500万円から3,000万円ぐらいの収入があったにもかかわらず、現在ではもう2,000万円ちょうどになってしまったということで、根本的な原因がほかにあるんじゃないかというふうに思うんですけども、そこ辺をどういうふうに委員会で議論されたのか、教えていただきたいと思います。

○議長（**浏野けさ子君**） まず、産業建設常任委員長、太田正美君。

○産業建設常任委員長（**太田 正美君**） 担当課からは、この不明水についての調査報告はまだ結論が報告されておられません。その辺の状況も含めて、引き続き、また原因究明等、その改善対策についての調査をするようにというお話をしました。

以上です。

○議長（**浏野けさ子君**） 教育民生常任委員長、佐藤郁夫君。

○教育民生常任委員長（**佐藤 郁夫君**） お答えします。

議員言われたとおりなんです、当初は9万人の時代もございました。ただ、その歴史的背景見ますと、当時はホテル等の温泉というのが完備されてない部分があるのがございました。そういうことが最近では完備されて温泉館に来る人が少なくなったというのも一つの原因でだろうという説明も受けましたし、最近では特にまた福祉センター建設で、伴いまして隣接にあるものから、駐車場等も含めて、やっぱりそういうのも最近では影響してるんじゃないか、ただ確かに、そういう、利用する人が減ってるものから、やっぱり啓発活動を含めた努力というのも必要で

あると、そういうことで今後きちっとした多くの市内の、特に庄内・挾間の老人会の皆さん、高齢者の皆さんにもそういう訴えをして集客を図りたいとそういう説明でございました。

以上です。

○議長（**渕野けさ子君**） 西郡均君。

○議員（**12番 西郡 均君**） 説明はそれでわかるんですけども、従来、9万人を割ってたころから、今日9万人を超して21年度との、一昨年との比較では、確かにそんなに減ってるけども、根本的な原因はほかにあるんじゃないかというのが私の問題提起だったんですけども、そうじゃなくて、ただ単に入浴客の減というんでしょうか。実は、当時、その2,000数百万円の収入上げていたころの収入の主なものとか、あるいは現在のその収入の主なものというのがどういことなのか、そこ辺の内容つぶさに検討したのかどうか、そこ辺を知りたいんですけど。

○議長（**渕野けさ子君**） 教育民生常任委員長、佐藤郁夫君。

○教育民生常任委員長（**佐藤 郁夫君**） お答えします。

そういうことであります。特に、一般の、入浴客と申しますか、温泉を利用する人がやっぱり主要の収入源ということでございましたし、議員の言われるようなこと含めて、担当課から説明ございませんでした。したがって、我々委員会としてもあらゆることを方策をして、担当課とすればこの問題の一つは、造ったときが観光客目当ての商工観光課という形の中で、産業のほうに設置条例はあるんですね。だから、その問題も私は出しました。こういう問題を、今、健康増進課ですが、こういうコンセプトをきちっと、市民向けならばそういう市民向けの体制に変えて、条例も変えていかなければ、こういう問題が解決しないんじゃないかとそういうことも含めて、予防策をとるならばそういう健康、市民の健康のためということのきちっとした条例等の整備も、しなおす、整理をする必要があるんじゃないか、そういう指摘もしてきたところです。

以上です。

○議長（**渕野けさ子君**） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） これで質疑を終わります。

討論はありませんか。12番、西郡均君。

○議員（**12番 西郡 均君**） 認定第1号については反対の討論をいたします。

この予算が計上された、昨年度予算についても同様な理由を上げていました。1つは、1997年にもう既に同対法は皆なくなりましたよ。ただ、15事業だけ継続するというところで5年間延長されました。2002年3月末日をもってすべての同和関係法はなくなりました。したがって、国の窓口もありません。すべて一般行政に移行しています。にもかかわらず、由布市は発足当時から人権・同和対策課なるものを設置して、しかも、給料の高い幹部職員を2人も

配置して、当初3人だったんですけど、今日まで来てます。1,000万円、下手すりゃ1,500万円超えるんですけどね、人件費だけでも。何でこんな無駄使いをするのかということと指摘してきました。もう年度中にやめるようにというふうに言ったんですけども、懲りずに今年度もさらに続けております。

2つ目は、顧問弁護士など必要ないということを書いてきました。実は、昨年3月の議会で町有地の防火水槽の件で顧問弁護士に相談しようとしたら、3カ月間用事があるから対応できないみたいなことを返事をしとるんですね。そんなのが顧問弁護士といえるのかと、しかも、もっとひどいのは、決算の審議で明らかになったのは、その顧問弁護士に訴訟の代理人をさしてんですね。これはまさにマッチポンプなんです。訴えられたにしろ、和解して市が余り不利益をこうむらないとこで手を打ちましようちゅうならわかりますけども、その最たるもんが防災無線ですかな、最高裁まで行って、最初4,000万円、5,000万円近くもらえるはずのやつが1,000何百万円で結局、すべて顧問弁護士がいてそれなんです。だから、かえって市に不利益をこうむらせるというので、これもやめるようにお願いしていましたが、やめるどころか今年も続けてます。

結果的に、今度の決算でため込み総金額が50億円、基金の残高が50億円で、剰余金10億円と合わせると由布市には昨年度末で60億円、お金があるけども、いまだに言ってるのは金がない金がないというのは、そう、前ほど言いませんけども、今度は何を言いよるかっていったら5年先に交付税が減るからそのための用意をせな悪いとかということ引き続き「行財政改革」という美名のもとに住民を苦しめようとしてます。補助金削減とさまざまな市民サービスの削減です。代表的なのが国保税に対する繰入金引き上げですよ。国民健康保険税、今度40億円の決算ですか、なってますけども、本来なら国が保険給付費の半額以上、要するに、この会計が扱う半分は国が賄うという約束だったにもかかわらずいろいろへ理屈をつけて10億円にも満たんという金額で、その国が削減した分を一体どこがそれを面倒見るのかということ市民に負担させるのか、それとも保険加入者に、被保険者に負担させるのかというのは重要な問題なんです。ほかの介護保険や後期高齢者医療保険見てください。皆50%は国が出せなければ、県や市でそれを負担して50%以上確保しとるんですよ、公費負担を。だから、そういう、法定外とか基準外とか、何か気のきいたことを言うて市民を苦しめるようなやり方を続けていると。

最後に、こういう繰入金について、議員の中にも若干私はちょっと問題があるんじゃないかなろうかと思えます。一つは、その赤字が出たから健康温泉館みたいに一般会計に繰り入れたほうがいいとかいうような意見とか、あるいはもう繰り入れをせずに赤字を続けて、そういった赤字だから値上げをせざるを得ないみたいなことに同調させるような、そんな議論も一部にはあります。しかし、それはやっぱり本来の特別会計の趣旨とは違うんで、そこは、私は注意してもらいたい

というふうに思います。

委員長報告の中で、決算書や主要施策あるいは事業の評価のそれぞれの書類について注文が書いてました。改善するよということなんですけども、改善の中身として、私、それぞれ完結した書類ですからこれは主要施策に譲りますとか、これは評価の何とかに譲りますとかいう書き方で、省略するような書き方というのは私はちょっといけないんじゃないかというふうに思います。

端的な例が、決算書でいいますと工事負担金です。工事負担金については、別に明細みたいなものを検討するという約束だったんですけども、それもなくして全部今度は空欄のまま、別にそういう資料もいただけませんでした。主要施策にしても、事業評価何とかに詳しいこと載ってるみたいな書き方をされていますけども、一応、一つの完結した書類でありますから、それなりの記載をすべきだというふうに私は思います。

以上の点を指摘して、認定第1号の反対討論といたします。

○議長（**渕野けさ子君**） 次に、原案賛成者、討論はありませんか。11番、溝口泰章君。

○議員（**11番 溝口 泰章君**） 賛成の立場から討論させていただきます。

ただいま反対討論で縷々述べられておりましたが、その中の数点について、それを否定する討論になるかと思えます。

まず、第一に、由布市の人権同和対策課についてのことで反対の理由となされておりましたが、これは、同和に関しましては、議員の反対討論の旨、よく理解できる場所でありますが、現在のこの由布市におきましては、ほとんど人権にかかわる対応の担当課としての責務を十分に果たしているということで、そこまで反対の旨を申される必要はないというふうに私は考えての反対でございます、反対討論者への反対でございます。

また、基金につきましても、これほど世の中の景気が先行きも見えず、今後の交付税も不安であるというふうになれば、できる限りため込んで、言葉悪いんですが、そういう時期が来ることに対応する姿勢は、これは不可欠でございます。したがって、あるにこしたことはないものでございますから、それがどのように使われるかということは、今後の課題でございます、我々議会議員のそれぞれが今後の用途については十分に注目し、我々が望む方向でない場合には口をとがらせて執行部に物申すということが必要でないでしょうか。

また、国保税に関しましても、少額ではございますけれども、本当に結果的に収支のバランスを考えての市民への負担を軽減するという意味でとらえれば、そこはそんなに問題視することはないと、確かに低所得者に対する負担というのは、これは深刻なものもございしますが、他の社会保障が充実していれば、その国保に関しましても救済の道があると私は考えております。

監査のやり方につきましても、これほど数多くの指摘をなさっている反対討論者に対して、ま

ことに辛抱強く丁寧に答弁なさっておるところは私も敬意を持っているところでございます。その議論が必要でありまして、根本的なところでの過ちを監査が行っているわけではございませんので、これからは指摘は指摘、協調は協調、議論は議論、口論にならない議論を通じて、由布市の財政、そして市政の方針をこの議会がやっていけばいいというふうを考え、今のこの22年度由布市一般会計及び特別会計の認定につきましては賛成をすることでございます。

○議長（**渕野けさ子君**） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） これで討論を終わります。

これより認定第1号を採決します。本案に対する委員長報告は認定です。本案は委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員20名中起立19名〕

○議長（**渕野けさ子君**） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり認定されました。

次に、日程第4、認定第2号平成22年度由布市水道事業会計収支決算の認定についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 討論なしと認めます。

これより認定第2号を採決します。本案に対する委員長報告は認定です。本案は委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員20名中起立20名〕

○議長（**渕野けさ子君**） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、日程第5、承認第5号専決処分の承認を求めることについて「平成23年度由布市一般会計補正予算（第2号）」を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 討論なしと認めます。

これより承認第5号を採決します。本案に対する委員長報告は承認です。本案は委員長報告の

とおりに決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員20名中起立20名〕

○議長（**渕野けさ子君**） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり承認することに決定しました。

次に、日程第6、議案第56号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 討論なしと認めます。

これより議案第56号を採決します。本案に対する委員長報告は同意です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員20名中起立20名〕

○議長（**渕野けさ子君**） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり同意すべきものと決定しました。

次に、日程第7、議案第57号教育委員会委員の任命についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。12番、西郡均君。

○議員（**12番 西郡 均君**） 総務委員会では全員一致ということだったんですけども、よくよく考えてみると、先ほどの人権同和、これを教育委員会のほうで人権同和、同和の名を冠して計画書を作成していると、それも通じて評価したんだという説明がさっきの教育委員会の昨年度の事務の評価報告の中にあります。そこで問題なんです。先ほどの賛成討論の中にもありましたけども、人権教育なら私も大賛成です。しかし、いまだに同和を冠する名称で教育方針をつくったりする教育委員については、私は断固反対です。これまでの人は私かなり信頼して、ある人は賛成して、ある人は反対したりしたんですけども、今の教育委員会では、是正する気持ちはまるでないと、そこに1人入っても変わる余地はないと、確固たる人を選んでほしいという願いを込めて、この教育委員の選任には反対いたします。

○議長（**渕野けさ子君**） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渚野けさ子君**） 討論なしと認めます。

これより議案第57号を採決します。本案に対する委員長報告は同意です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員20名中起立19名〕

○議長（**渚野けさ子君**） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり同意すべきものと決定しました。

ここで、ただいま教育委員会委員の任命に同意されました八川徹さんにあいさつをいただきたいと思います。事務局お願いいたします。

〔八川 徹君 入場〕

○議長（**渚野けさ子君**） ただいま採決により賛成多数で任命に同意されたことをお知らせいたします。ここで八川徹さんにごあいさつをいただきます。

○（**八川 徹君**） 御同意ありがとうございます。八川徹でございます。私は昨年まで教育コーディネーターとして、また本年度は教育アドバイザーとして教育関係に携わらせていただいております。その中で、特に、家庭、学校、地域が一体となって教育を進めていく、この大切さを強く感じているところであります。

まだまだ若輩、非力ではございますが、皆様方の御指導、御協力を賜りながら、職務を遂行してまいりたいと考えております。どうぞ、よろしくお願いいたします。（拍手）

〔八川 徹君 退場〕

○議長（**渚野けさ子君**） ここで暫時休憩といたします。再開は13時といたします。

午後0時00分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（**渚野けさ子君**） 再開いたします。

次に、日程第8、議案第58号市有地の処分についてを議題として質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渚野けさ子君**） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。12番、西郡均君。

○議員（**12番 西郡 均君**） 「全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定した」とありますけども、よく考えたら委員長が意見の中でいろいろ指摘してます。まさにそのとおりなんですよ。そのことで賛成するか反対するかということで、一晩寝てやっぱりきちっと反対しようというふうに思いましたんで、今から意見を述べたいと思います。

一つは、阿蘇くじゅう国立公園ということなんですけども、由布市に、それに対する基準ちゅうんですか、どういうふうに対応したらいいちゅうのが全然ないんですね。実は、あの土地ちゅうのは重大な問題がはらんでます。というのは一つは入会権というものがあります。ところが、入会権を行使する土地では既になくなっていくんですね。

今回土地を売却するきっかけになった、その入会権者が管理地に入る方法がないんですね。その方法を、一部売ってくれと言うたら、それを売ったら自分とこの隣接だからどういうふうになるかわからんから自分が買い取るちゅうふうになったんで、結局どういうことかといいますと、既に入会権が、この10数年間消滅しているような土地が果たして入会権が主張できるのかと、要するに入会権者がその土地に入って草木を管理したり、あるいはそれを自分とこに利用したりということが既にできないと、傾斜地に入ることもできなければ上の牧草地に入ることもできないんですね。だから、そういう土地ということが問題なんです。

先ほど言った国立公園に対する基準ちゅうのもそうなんですけども、入会権たることに対して由布市が明確にどういうふうに対応するというのがないんです。当然、これはその進入路を個人に売却したという20数年の旧湯布院町の責任もかかわることなんですよね。そういう過去の経緯なんかがほとんど明らかにされてない状態で、このまま転売せざるを得ないなどという行政の判断というのは非常に私は不当だというふうに思います。やっぱりそれらを明らかにして、きちっと今後こういうふうに対応するという方針を明確した後で転売するということが妥当だというふうに私は考えます。

今の状況の中で、このまま、いろいろ疑問点をこの委員長が報告してますけども、その報告のとおりです。そういうことも含めてこれはしばらくちょっと待つべきだというふうに考えて反対討論といたします。

○議長（**渕野けさ子君**） 次に、原案賛成者討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 討論なしと認めます。

これより議案第58号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員20名中起立19名〕

○議長（**渕野けさ子君**） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第9、議案第59号由布市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 討論なしと認めます。

これより議案第59号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員20名中起立20名〕

○議長（**渕野けさ子君**） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第10、議案第60号由布市税条例等の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 討論なしと認めます。

これより議案第60号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員20名中起立19名〕

○議長（**渕野けさ子君**） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第11、議案第61号由布市税特別措置条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 討論なしと認めます。

これより議案第61号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員20名中起立20名〕

○議長（**渕野けさ子君**） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第12、議案第62号由布市スポーツ推進審議会条例の制定についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 討論なしと認めます。

これより議案第62号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員20名中起立20名〕

○議長（**渕野けさ子君**） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第13、議案第63号平成23年度由布市一般会計補正予算（第3号）を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。12番、西郡均君。

○議員（**12番 西郡 均君**） 教育民生委員長にお尋ねいたします。

一般会計には特別会計からの剰余金の一部ですけれども、精算で繰り入れされてる分があります。特に、国民健康保険からの繰り入れについて、そういうことしなくてもいいんじゃないかという御意見は委員会の中で出なかったでしょうか。

○議長（**渕野けさ子君**） 教育民生常任委員長、佐藤郁夫君。

○教育民生常任委員長（**佐藤 郁夫君**） お答えします。

ありませんでした。

○議長（**渕野けさ子君**） ほかに質疑はありませんか。7番、高橋義孝君。

○議員（**7番 高橋 義孝君**） 7番、高橋です。委員長同士で質疑するのは大変恐縮なんですけど、教育民生常任委員長に1点だけ、今回も全国大会出場の補助を支出しておりますけども、以前からの議論で現在支出規定が経費の3分の1、30万円を限度とするということが、やはりせっかく地方予選を勝ち抜いて、全国大会に出場する負担がちょっと大きいんじゃないかという議論がもう合併後すぐに、もう5年以上前から見直しをするようにということで議論されてきましたけども、相変わらずこれが見直されずに放置をされております。委員会の中において、この補助金の見直しについて議論があったのかどうか、その点1点だけ確認をさせてください。

○議長（**渕野けさ子君**） 教育民生常任委員長、佐藤郁夫君。

○教育民生常任委員長（**佐藤 郁夫君**） お答えします。

確かに、本当にこれまで九州大会、全国大会出るのに非常に経費がかかるということで、そういう、うちの議論がございましたが、今の要綱の中で頑張ってくださいと、そういうことのでございましたので、今回はそういう内容まで踏み込んでおりません。

○議長（**渕野けさ子君**） 7番、高橋義孝君。

○議員（**7番 高橋 義孝君**） わかりました。スポーツ基本法も全面改訂されて新たに制定をさ

れましたので、ぜひ今後引き続き所管の常任委員会において、執行部のほうに求めていただきたいと思います、もう要望させてください。

以上です。

○議長（**渚野けさ子君**） 1番、**鷺野弘一君**。

○議員（**1番 鷺野 弘一君**） 建設常任委員会にお尋ねします。

大分空港40周年記念にあわすという事業の中で、由布院・別府の宿泊地を中心としてという項目がありますが、この由布院で見ますと塚原とか湯平はこの事業の中に入ってないのか、お答えください。

○議長（**渚野けさ子君**） 産業建設常任委員長、**太田正美君**。

○産業建設常任委員長（**太田 正美君**） 由布院温泉だけではなく、そういうクーポンの造成にかかわる事業ですので、全部の宿泊施設を対象としたクーポン券を想定しての企画となっております。どうぞ、よろしくをお願いします。

○議長（**渚野けさ子君**） 1番、**鷺野弘一君**。

○議員（**1番 鷺野 弘一君**） この文言の文字の中からすると、これ由布院だけちゅう、湯布院の盆地の中だけちゅうとられ方しかしないもんですから、そう思ったんですけど、これはもうしたら全部ちゅうことで間違いないですよ。

○議長（**渚野けさ子君**） **太田正美君**。

○産業建設常任委員長（**太田 正美君**） 温泉旅館組合が企画するものではありませんので、あくまでも観光課が協賛してするものですから、全部の宿泊施設を対象とした湯布院・別府と、別府も、だからいろんな宿泊施設がありますが、すべて含んだ取り組みとなっております。ただ、これに協賛するのが、JTBと近畿ツーリストの事業者がその2者でありますので、その対象とその取り引きがあるところのクーポン券となると思います。

○議員（**1番 鷺野 弘一君**） わかりました。

○議長（**渚野けさ子君**） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渚野けさ子君**） これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渚野けさ子君**） 討論なしと認めます。

これより議案第63号を採決します。本案に対する各委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員20名中起立19名〕

○議長（**渕野けさ子君**） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第14、議案第64号平成23年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。12番、西郡均君。

○議員（**12番 西郡 均君**） 委員長にお尋ねします。

国民健康保険、本体の中に繰出金として168万5,000円ですか、一般会計に繰り出すというふうにしてますけども、こんなに国保の財源を負担するので、一般会計から負担しなければ被保険者に転嫁せざるを得ないという状況の中で、1円でも返さんようにという委員からの意見はなかったでしょうか。

○議長（**渕野けさ子君**） 教育民生常任委員長、佐藤郁夫君。

○教育民生常任委員長（**佐藤 郁夫君**） お答えします。

先ほどの議案で言いましたが、そういうことはないんですが、ただやっぱり非常にこの医療費が上がって負担がそれぞれ皆さん多くなると、負担の増がなるということで、やっぱり苦しい中でも何としても、そういう、皆さんを救っていけるような7割、5割、2割軽減も含めて低所得者に対して、やっぱり一層の懇切丁寧な説明やら聞き取り調査をして、そういうことも含めて、皆さんに十分行きわたるような、行き届くような行政もそうすべきだと、そういう意見がございましたので、それだけで御理解をしてください。

○議長（**渕野けさ子君**） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） これで質疑を終わります。

討論はありませんか。12番、西郡均君。

○議員（**12番 西郡 均君**） やはりきちっとそういう財源負担は国が削減した分を市民の命と健康を守るのが市行政の立場ですから、きちっと財政的にも保障すると、むやみやたらと「基準内」とか「法定内」とかという言葉を使って、取り上げていくようなことじゃ私は悪いと思います。委員会でもそこ辺の議論は出なかったということなんですけども、やはり、これでは、国が削減した分のほんのわずかしかならないんですね。二度とこういうことやらないように、やっぱり応分の一般会計からの繰り入れをきちっとやるということをやってもらうために、こうした一般会計に繰り出すような今度の補正予算には反対いたします。

○議長（**渕野けさ子君**） 次に、原案賛成者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） これで討論を終わります。

これより議案第64号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員20名中起立18名〕

○議長（**渕野けさ子君**） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第15、議案第65号平成23年度由布市老人保健特別会計補正予算（第1号）を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 討論なしと認めます。

これより議案第65号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員20名中起立20名〕

○議長（**渕野けさ子君**） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第16、議案第66号平成23年度由布市介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 討論なしと認めます。

これより議案第66号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員20名中起立20名〕

○議長（**渕野けさ子君**） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第17、議案第67号平成23年度由布市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 討論なしと認めます。

これより議案第67号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告

のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員20名中起立20名〕

○議長（**渕野けさ子君**） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第18、議案第68号平成23年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 討論なしと認めます。

これより議案第68号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員20名中起立20名〕

○議長（**渕野けさ子君**） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第19、議案第69号平成23年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 討論なしと認めます。

これより議案第69号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員20名中起立20名〕

○議長（**渕野けさ子君**） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第20、議案第70号平成23年度由布市健康温泉館事業特別会計補正予算（第2号）を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 討論なしと認めます。

これより議案第70号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員20名中起立20名〕

○議長（**渕野けさ子君**） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第21、議案第71号平成23年度由布市水道事業会計補正予算（第1号）を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 討論なしと認めます。

これより議案第71号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員20名中起立20名〕

○議長（**渕野けさ子君**） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第22、議案第72号平成23年挾間小学校耐震補強改修（建築主体）工事請負契約の締結についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 討論なしと認めます。

これより議案第72号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員20名中起立20名〕

○議長（**渕野けさ子君**） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

追加日程第1. 発議第5号

追加日程第2. 発議第6号

追加日程第3. 発議第7号

追加日程第4. 産業廃棄物処理施設建設計画調査特別委員会の廃止

追加日程第5. 閉会中の継続審査・調査申出書

○議長（**瀧野けさ子君**） お諮りします。議員発議として発議第5号から発議第7号までの発議3件、特別委員会廃止の件及び各委員会から閉会中の継続審査調査申出書が提出されております。ついで、この提出案件5件を日程に追加し、追加日程第1から第5として議題にいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**瀧野けさ子君**） 異議なしと認めます。よって、以上の5件は追加日程第1から追加日程第5として議題とすることに決定いたしました。

まず、追加日程第1、発議第5号を上程します。

提出者に提案理由の説明を求めます。7番、高橋義孝君。

○議員（**7番 高橋 義孝君**） 発議第5号地方財政の充実・強化を求める意見書。上記の意見書を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出します。平成23年9月22日、由布市議会議長瀧野けさ子殿。提出者、由布市議会議員高橋義孝、賛成者、由布市議会議員佐藤友信、生野征平、溝口泰章、小林華弥子、二ノ宮健治。

提案理由、地方財政予算全体の安定確保を図るためです。裏面をごらんください。

長引く不況による現下の経済情勢のもと、地方自治体においては厳しい財政運営が続く中、加えて東日本での大震災が発生をいたしました。今後は自治体を中心となった復興が求められます。そのため、平成24年度予算においても震災対策費を確保しつつ、平成23年度と同規模の地方財政計画、地方交付税が求められます。平成24年度の地方財政予算全体の安定確保に向けて、政府に次のとおり対策を求めます。

1つ、被災自治体に対する復興費については、国の責任において確保し、自治体の財政が悪化しないよう各種施策を十分に講ずること。

2つ、医療・福祉分野の人材確保を初めとするセーフティーネット対策の充実、農林水産業の復興、環境対策など、今後増大する財政需要を的確に取り入れ、平成24年度地方財政計画、地方交付税総額を確保すること。

3、地方財源の充実・強化を図るため、国・地方の税収配分5対5を実現する税源移譲と格差是正のための地方交付税確保、地方消費税の充実、国の直轄事業負担金の見直しなど抜本的な対策を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。何とぞ御賛同賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（**瀧野けさ子君**） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。ただいまの追加議案については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略し、全員による審議にしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略し、全員による審議とすることに決定いたしました。

それでは、発議第5号地方財政の充実・強化を求める意見書を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 討論なしと認めます。

これより発議第5号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員20名中起立20名〕

○議長（**渕野けさ子君**） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、追加日程第2、発議第6号を上程します。

提出者に提案理由の説明を求めます。9番、佐藤郁夫君。

○議員（**9番 佐藤 郁夫君**） お疲れでございます。では、発議第6号350万人のウイルス性肝炎患者の救済に関する意見書。上記の意見書を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出します。平成23年9月22日、由布市議会議長渕野けさ子殿。提出者、由布市議会議員佐藤郁夫、賛成者、由布市議会議員利光直人、由布市議会議員佐藤正、由布市議会議員長谷川建策、由布市議会議員甲斐裕一、由布市議会議員廣末英徳、由布市議会議員鷺野弘一。

提案理由、すべてのウイルス性肝炎患者の早期救済を図るため。裏面を見てください。

350万人のウイルス性肝炎患者の救済に関する意見書（案）でございます。

我が国には、B型・C型肝炎感染者・患者が350万人もおり、その大半は集団予防接種における針・筒の使い回しなどによる感染、国の責任による医原病とされている。

平成20年1月、一定の要件を満たす薬害C型肝炎被害者にのみ、裁判手続を経て国が給付金を支払う「薬害肝炎救済特別措置法」が制定されたが、被害者の多くがカルテの保存義務の5年が過ぎて発症するに当たり、救済特別措置法の対象から除外されており、手術記録、母子手帳等の書面などにより、広く救済する仕組みにしないと救済されないのが実態であります。

こうした中、B型・C型肝炎感染は国の責任であると明記し、肝炎患者の救済、肝炎対策を国の責務と定めた「肝炎対策基本法」が平成21年12月に制定されたが、その後発表された「基本方針（案）」では、すべての肝炎患者を救済する対策は具体化されなかった。

については、肝炎対策基本法に基づく救済を図り、また、救済特措法に基づいて救済枠を広げるため、次の事項について強く要望する。

記。

1点目、肝炎対策基本法をもとに患者救済に必要な法整備、予算化を進め、全患者の救済策を実行すること。

2点目、「救済特措法」の延長と同時に救済の枠組みを広げ、カルテ以外の記録、医師からの証明、患者・遺族の記憶・証言などをもとに、特定血液製剤使用可能性のあるC型肝炎患者も救済すること。

3点目、集団予防接種が原因とされる全てのB型肝炎感染被害者の救済策を等しく講じること。

4点目、肝庇護薬、検査費用、通院費への助成を初め、肝炎治療費への支援、生活保障を行うこと。基本法が定めた肝硬変・肝がん患者への支援策を進めること。

5点目、ウイルス性肝炎の治療体制・治療環境の整備、治療薬・治療法の開発促進、治験の迅速化などを図ること。

6点目、医原病であるウイルス性肝炎の発症者・死亡者に一時金もしくは健康管理手当などを支給する法制度を確立すること。

7点目、肝炎ウイルス未検査者、ウイルス陽性者の未治療者の実態を調査し、早期発見・早期治療につなげる施策を講じるとともに、ウイルス性肝炎への偏見差別の解消、薬害の根絶を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。どうぞ、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

また、この機会でありますから皆さんにお礼を申し上げます。この2年間、私、教育民生常任委員長として皆さんの御賛同、また執行部の御協力が無事務めることができました。もう、こういう機会ございませんので、まとめてお礼を申し上げて、賛同いただきますようよろしくお願いします。ありがとうございました。

○議長（**刈野けさ子君**） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。ただいまの追加議案については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略し、全員による審議にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**刈野けさ子君**） 異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略し、全員による審議とすることに決定いたしました。

それでは、発議第6号350万人のウイルス性肝炎患者の救済に関する意見書を議題して質疑を行います。質疑はありますか。12番、西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 提出者にお伺いいたします。

由布市の患者の総数ですけども、大体全国で350万人なら挾間町は1万分の1ですから350人、由布市だと当然500人以上になると思うんですけど、大体どのぐらいの数を把握されておられるのでしょうか。

○議長（瀧野けさ子君） 佐藤郁夫君。

○議員（9番 佐藤 郁夫君） お答えいたします。

今のところ、C型・B型合わせて143名が登録しているそうです。

○議長（瀧野けさ子君） 12番、西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） いわゆる市の把握している数が非常に少ないということで、まあ、医療機会を保障するという点からも、ここに書いてあるように、もっと市が懇切丁寧なPRとその実態把握をすべきと思うんですけど、そこ辺は提出者のほうで、委員会のほうで御検討されたのでしょうか。

○議長（瀧野けさ子君） 佐藤郁夫君。

○議員（9番 佐藤 郁夫君） お答えします。

そのことにつきましては、担当課長からそういうことを聞きましたので私から要請をしております。私も聞いたところによりますと、登録していない方が相当数おりますんで、きちっとした、やっぱり現下でそういう人たちが届け出ができるような状況づくりを、環境づくりをするように要請をしております。

以上です。

○議長（瀧野けさ子君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀧野けさ子君） これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀧野けさ子君） 討論なしと認めます。

これより発議第6号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員20名中起立20名〕

○議長（瀧野けさ子君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、追加日程第3、発議第7号を上程します。

提出者に提案理由の説明を求めます。21番、佐藤人己君。

○議員（21番 佐藤 人己君） 発議第7号東九州自動車道北九州～大分～宮崎間の平成26年

度までの全線開通を求める意見書。上記の意見書を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出します。平成23年9月22日、由布市議会議長瀧野けさ子殿。提出者、由布市議会議員佐藤人己。賛成者は全議員でございます。

提案理由、東九州自動車道の早期全線開通を求めるため。裏面をごらんください。そして、上記の上の半分はもうお目通しをしていただきたいと思います。そして、下の5点について読み上げます。

1点目、他区間におくれることなく、使用予定を前倒しして（「供用」と呼ぶ者あり）供用予定を前倒しして、「佐伯～蒲江間」を平成26年度までに完成させること。

2点目、災害対応への効果的な佐伯南インターチェンジ設置への支援を行うこと。

3点目、「築上～宇佐間」を平成26年度まで完成させること。

4点目、「蒲江～北浦間」を平成24年度中に完成させること。

5点目、高速道路整備を国が責任を持って計画的・集中的に推進するための所要予算を安定的に確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。全議員の御理解をよろしく願います。

○議長（瀧野けさ子君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。ただいまの追加議案については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略し、全員による審議にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀧野けさ子君） 異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略し、全員による審議とすることに決定いたしました。

それでは、発議第7号東九州自動車道北九州～大分～宮崎間の平成26年度までの全線開通を求める意見書を議題して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀧野けさ子君） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀧野けさ子君） 討論なしと認めます。

これより発議第7号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員20名中起立20名〕

○議長（瀧野けさ子君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、追加日程第4、産業廃棄物処理施設建設計画調査特別委員会の廃止を議題とします。産業廃棄物処理施設建設計画調査特別委員会の委員長から先ほど報告のとおり、その調査を終了した旨の報告がありました。この際、産業廃棄物処理施設建設計画調査特別委員会を廃止いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 異議なしと認めます。よって、産業廃棄物処理施設建設計画調査特別委員会は廃止することに決定いたしました。

次に、追加日程第5、閉会中の継続審査・調査申出書の件を議題とします。各常任委員会及び議会運営委員会の各委員長から、会議規則第104条の規定により、お手元に配付しておりますように閉会中の継続審査・調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査・調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに決定いたしました。

○議長（**渕野けさ子君**） 以上で、今期定例会の議事日程はすべて終了いたしました。

市長閉会あいさつ。市長。

○市長（**首藤 奉文君**） 平成23年第3回定例会の閉会に当たりまして、一言お礼のごあいさつを申し上げます。

議員の皆様には、9月7日から本日までの16日間にわたり、本会議並びに各常任委員会におきまして、活発な御議論をいただき、慎重な御審議を尽くされましたことに対して、心から敬意を表します。

また、提案いたしました案件のすべてをお認めいただきましたことにつきまして、重ねてお礼を申し上げます。

可決をいただきました補正予算等につきましては、計画的かつ細心に執行いたしまして、さらなる市民福祉の向上に努めてまいりたいと思います。

さて、国政におきましては、野田首相のもと、我が国の再興に向けスタートはされましたが、全国市長会では9月7日に野田内閣に対し、「東日本大震災と原子力発電所事故への対応」、「円高是正対策と緊急経済雇用対策の実施」、「社会保障と税の一体改革」、「真の分権型社会の実現」等を内容とする緊急要請を行っております。

現在、放射能による汚染など、東日本大震災の影響は色濃く残り、近畿地方を中心に深いつめ

跡を残した台風による大災害に加え、世界的に不安定な経済状況も改善の兆しもなく、日本は戦後最も活気のない状況にあると言っても過言ではないかと思えます。

幸いにも、由布市におきましては、ここ数年大きな災害には見舞われておりません。一昨日の台風15号においても、甚大な被害には至りませんでした。有事の際には、市民のかけがえのない生命・財産を守り抜く決意を新たにいたしましたところでもあります。

私は、本年度当初に、全職員に対しまして今置かれている現状より一歩前に進めと、「一歩前進」のスローガンを掲げ、全職員に対しまして、その気概を心に、職務はもちろん、地域活動にも意欲的に取り組むように伝えたところでもあります。

今後、国のみならず、地方においても、なお、厳しい状況が続くものと思われませんが、市民の皆さんが元気で笑顔が輝きますように、そしてまた、由布市がさらに発展いたしますよう地域の活動をしっかりと支えながら、職員と力を合わせて、住みよき日本一のまちづくりを進めてまいり所存であります。

どうか、引き続きまして、議員皆様の御理解とお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

さて、9月も終盤となりまして、暦の上ではさわやかな秋であります。日中の残暑と朝晩の冷え込みで体調を崩し安い時期でもございます。議員皆様におかれましては、お体を御自愛いただき、市民の幸せと由布市発展のためにさらなる御活躍をいただきますよう御祈念申し上げます。お礼のごあいさつとさせていただきます。まことにありがとうございました。

○議長（**瀧野けさ子**君） 閉会に当たり、一言ごあいさつ申し上げます。

議員各位におかれましては、9月7日開会以来、本日まで16日間にわたり慎重なる御審議をいただき、深く感謝申し上げます。

心配されました台風15号も大きな被害を出すことなく通り過ぎ、最終日の本日は台風一過ということで久々の青空が広がり、朝夕のしのぎやすさに秋の訪れを感じているところでございます。

さて、本定例会でも議案や説明資料等で誤りが発生しました。このような過ちが発生しますと議運や全協の開会ということで議員の皆様にご迷惑をかけることとなります。人間がすることなので間違いが起こり得ることは理解できますが、複数の目で何度も精査するなどの対策をとれば、発生頻度はかなり低く抑えられるのではないかと思います。執行部におかれましては、早期に改善策を講じられますようお願いいたします。

また、本定例会の本会議あるいは委員会において、議員各位から述べられました意見なり要望事項等につきましては、誠意ある対応や今後の行政運営に十分反映されるよう要望するものです。

終わりに、これから秋も深まり、議員各位におかれましては何かと御多忙の日々が続くかと思われませんが、くれぐれも御自愛くださいまして、議員活動にお励みいただきますようお願い申し

上げ、閉会のあいさつといたします。御苦労さまでした。議員及び執行部の皆様、大変ありがとうございました。心から感謝申し上げます。

以上をもちまして、平成23年第3回由布市議会定例会を閉会します。

午後1時44分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員